

特別管理産業廃棄物処理業 **廃止  
変更** 届出書

広島県知事 様

届出者 〒 730-8511

住所 広島市中区基町10番52号

氏名 株式会社 広島産廃  
代表取締役 広島 一郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-228-2111

丁目・番地・番・号については、法人であれば法人登記事項証明書、個人であれば住民票の記載に従い、省略せず正確に記載すること。  
例) 10番52号○ 10-52×

平成●●年●月●日付け第 034●●●●●●●● 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止  
変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。)	広島●●●●あ●●●●●● 広島■■■■い■■■■■ 役員の変更は別紙のとおり	広島○○○あ○○○○ 広島□□□い□□□□

変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）

変更がなかった部分も含めて当該事項の全体を記載してください。新旧対象欄に収まらない場合、「別紙のとおり」と記載し、別紙（任意様式）を添付してください。

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資者

(ふりがな) 名 称	住

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
(はつかいち しろ) 廿日市 四郎	昭和●年●月●日 取締役	広島市安佐北区可部四丁目12番1号 広島市安佐北区可部四丁目12番1号

廃止又は変更の理由 運搬車両の増廃車及び役員の新増員

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の23第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。